

公益社団法人日本河川協会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）の定款第51条第2項の規定に基づき、情報公開に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「資料」とは、本協会の組織または活動等に関する内容のものであって、本協会の役員または職員等が、職務上作成または取得した文書、図面、時期的記録等で、決裁等の手続きが完了し保存管理しているものをいう。ただし、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものを除く。

(公開する資料)

第3条 前条のうち、次の資料は本協会の主たる事務所において閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 正味財産増減計算書
- (9) 監査報告書
- (10) 役員報酬等の支給基準
- (11) 上記以外の資料で、公開の申し出を受け、公開が必要と会長が認める資料

2 前項の資料は可能な限り最新の状態のものとする。

(インターネット上で公開する資料)

第4条 前条第1項の(1)から(10)までの資料はインターネット上で公開する。

(公開の申し出方法等)

第5条 本協会の主たる事務所における閲覧による公開を申し出ようとする者は、本協会に対し、氏名、住所、公開を申し出ようとする資料の名称または資料を特定するために必要な事項、その他必要な事項を、書面で申し出なければならない。

2 公開を申し出る者は、本協会の主たる事務所における閲覧に変えて、コピーの提供またはファックスその他の方法で公開を受けることができる。ただし、本協会の事務または事業の適正な遂行に支障を生じない場合に限る。

3 前項の場合および閲覧において、コピーの作成、通信等に要する費用その他の実費費用は、公開申し出者が負担する。

(閲覧場所および閲覧日時)

第6条 本協会の公開する情報の閲覧場所は、本協会事務室内とする。

2 閲覧は、本協会の休日以外の日とし、時間は午前10時から正午および午後1時から午後4時までとする。ただし、本協会は、正当な理由があるときは、公開申し出者に対し閲覧時間を指定することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の決議を経て、これを変更することができる。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から適用する。